



森林所有者の皆さまへ

あなたの森林は大丈夫ですか？

自分の森林が知らないうちに伐採されている、伐採された時は

見つけたときは、最寄りの西臼杵支庁・各農林振興局林務課、市町村林業担当窓口、各警察署(裏面)へご相談ください。

確 認 事 項

「被害者(所有者)」

★被害者は誰か(登記簿謄本、登記事項証明書など)

「いつ」

★伐採されたのはいつか、立木を確認したのはいつか
(3年が時効、保安林は5年)

「どこで」

★場所は特定できるか(森林計画図、ゼンリン地図など)

「なにを」

★面積、樹種、本数、林齢、境界は明確か

「だれが」

★伐採事業者、仲介者の住所、氏名等はわかっているか

「その他証拠となる物」

★相手方との話し合い等の記録やメモ、写真

誤伐・盗伐を未然に防ぐために！

○森林の伐採や譲渡をする前に境界の確認をしましょう。

○所有森林の境界の確認や日頃の見回りにより、森林の境界の保全に努めましょう。